

## 令和5年度 松江市社会福祉法人等指導監査実施計画

松江市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱第9条、松江市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱第7条、松江市特定教育・保育提供者に係る業務管理体制検査実施要綱第4条第4項、松江市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱第7条、松江市介護保険施設等指導・監査実施要綱第6条、松江市障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱第7条、松江市認可外保育施設指導監督実施要領第3条の規定に基づき、令和4年度の社会福祉法人及び社会福祉施設等、介護保険施設等及び障害福祉サービス事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に対する指導監査、確認監査、業務管理体制検査又は指導及び監査（以下「指導監査等」という。）の実施計画を次のとおり定める。

### 1. 実施方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手として福祉サービスの供給の確保を図るとともに、地域社会への貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど極めて公益性・非営利性が高い存在であることから社会的な信頼や期待も非常に大きい。

のことから、法人本部監査にあたっては、法人の自主性及び自立性を尊重しつつ適正な経営が行われているか、法人等の指導監査においては、利用者本位の福祉サービスの提供により円滑な事業運営が確保されているか、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ特に次の事項に留意して指導監査等を実施する。

また、平成28年3月31日に成立・公布された改正社会福祉法に的確に対応しているか、社会福祉法人指導監査要綱（平成29年4月27日付け厚生労働省三局長通知）で示された「指導監査ガイドライン」に基づき法人本部監査を実施する。

なお、指導監査体制は各事業課との連携を図り、効果的な指導監査等を実施することとする。

#### (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設等

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ② 入所者、利用者の権利及び人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③ 職員の意欲向上につながる就業環境の確保
- ④ 法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

#### (2) 児童福祉施設等

- ① 関係法令、通知及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な施設運営及び円滑な保育事業等の経営の確保
- ② 入所児童の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③ 職員の確保・定着促進及び資質向上につながる就業環境の確保
- ④ 特定教育・保育施設等における施設型給付費等の支給の適正化
- ⑤ 特定子ども・子育て支援施設等における施設等利用費の支給の適正化

#### (3) 介護保険施設等

- ① 介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ② 保険給付の適正化
- ③ 利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

#### (4) 障害福祉サービス事業者等

- ① 障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ② 自立支援給付及び児童通所給付の適正化
- ③ 利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

#### (5) 認可外保育施設

- ① 「認可外保育施設指導監督基準」を満たすことによる適正な施設運営の確保
- ② 児童の権利擁護及び適切な処遇の確保、安全対策の徹底

## 2. 重点指導項目

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要があり、改正後、各法人最低2回の実地監査を行った。今後は、より効果的な監査を実施するため、これまで法人が監査時提出していた監査調書を法人の自主点検表と位置づけ点検の機会としていただくとともに、附属資料として契約の状況の抽出等、実地で効率的に監査を実施するための補足資料を提出していただくこととする。また、従前からの一般監査（介護保険事業及び障害福祉サービス事業にあっては「指導」）において特に指摘事項の多かった項目、及びこれまでの特別監査及び監査（介護保険・障害福祉サービス事業関係）を実施するに至った不祥事案の発生原因を重点指導項目として設定する。

また、近年の大規模な自然災害、不審者等による事件の発生を受け、利用者の安全確保が重要視されており、これらへの対策及び具体的な取組み状況について、重点事項点検表又は調書に項目を設け確認を行う。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設と定められた社会福祉施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に当たっては、松江市地域防災計画対象の全ての社会福祉施設等において作成されるよう指導を行い、また、各基準条例等で規定された感染症対策の強化及び災害等における最低限度のサービス提供の維持のための、具体的な事業継続計画（BCP）の策定を促す。

（感染症対策の強化及び業務継続に向けた取り組みの強化については、令和3年度から3年間の経過措置期間あり）

### （1）法人本部

#### ①組織運営関係

- ア 定款及び諸規程の整備
- イ 適正な評議員・役員等の選任手続及び適正な理事会・評議員会運営の確保
- ウ 監事監査機能の強化

#### ②管理関係

- ア 経理規程に則した適正な会計処理
- イ 適切な資産管理
- ウ 情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）
- エ 役員等報酬等の支給状況の確認

### （2）社会福祉施設等

#### ①利用者、入所者の待遇（支援）関係

- ア 適切な個別待遇（支援）計画、全体的な計画及び指導計画等の策定、見直し及び記録の整備
- イ 利用者の人権尊重の取組みの推進
  - （ア）苦情解決の取組みの確立
  - （イ）身体拘束禁止への取組みの推進
  - （ウ）虐待等の防止

#### ②施設運営管理関係

- ア 運営規程等諸規程の整備
- イ 防災・防犯対策の充実、強化
  - （ア）防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立
  - （イ）消火訓練・避難訓練の適正実施
  - （ウ）不審者等への的確な対応、侵入の防止対応
- ウ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
  - （ア）事故、感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
  - （イ）重大事故防止のため全職員共通理解の下での安全対策等の実施
- エ 利用者預かり金の適正な管理

#### ③確認監査関係（特定教育・保育施設等のみ）

- ア 基準の遵守
  - （ア）利用定員の遵守状況の確認
  - （イ）運営規程の策定状況の確認
  - （ウ）重要事項説明書の策定・掲示状況の確認

#### イ 納付費の適正な請求

##### (3) 児童福祉施設等

###### ①入所児童の処遇(支援)関係

ア 全体的な計画及び指導計画等の策定、見直し及び記録の整備

イ 児童福祉施設等の人権尊重の取組みの推進

(ア) 苦情解決の取組みの確立

(イ) 虐待等の防止

###### ②施設運営管理関係

ア 運営規程等諸規程の整備

イ 防災・防犯対策の充実、強化

(ア) 防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立

(イ) 消火訓練・避難訓練の適正実施

(ウ) 不審者等への的確な対応、侵入の防止対応

(エ) 業務継続計画の策定及び職員への研修、訓練の実施 計画の定期的な見直し

ウ 事故の予防と事故発生時の適切な対応

(ア) 事故、感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底、まん延防止のための研修、訓練の定期的な実施

(イ) 重大事故防止のため全職員共通理解の下での安全対策等の実施

(ウ) 安全計画の策定、職員への周知、研修と訓練の実施及び保護者への周知

(エ) 自動車を運行する場合の児童の所在の確認、自動車の見落とし防止装置の備え

エ 利用者預かり金の適正な管理

###### ③確認監査関係 (特定教育・保育施設等のみ)

ア 基準の遵守

(ア) 利用定員の遵守状況の確認

(イ) 運営規程の策定状況の確認

(ウ) 重要事項説明書の策定・掲示状況の確認

イ 納付費の適正な請求

###### ④確認監査関係 (特定子ども・子育て支援施設等のみ)

ア 基準の遵守

(ア) 提供記録の確認

(イ) 受領の状況及び領収行為の確認

(ウ) 秘密保持の確認

###### ⑤業務管理体制検査関係 (特定教育・保育施設等のみ)

ア 業務管理体制の整備及び運用状況の確認

#### (4) 介護保険施設等

ア 人員、設備及び運営に関する基準の遵守

イ 業務管理体制の整備の確認

ウ 介護報酬の請求事務の適正化

エ 個別サービス計画の策定、見直し及び記録の整備

オ 虐待防止及び身体的拘束等適正化等人権の尊重の取組みの推進

(ア) 虐待防止及び身体的拘束等適正化についての認識の普及と制度理解の徹底

(イ) 虐待防止及び身体的拘束等適正化に向けた個別サービス計画を含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供の推進

(ウ) 苦情解決の取組みの推進

カ 防災・防犯対策の充実、強化

(ア) 防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立

(イ) 消火訓練・避難訓練の適正実施

(ウ) 不審者等への的確な対応、侵入の防止対策

キ 事故の予防と事故発生時の適切な対応

(ア)事故、感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底

ク 利用者預かり金の適正な管理

**(5) 障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等**

ア 人員基準、施設基準、運営基準の確保

イ 自立支援給付の算定及び取り扱いの適正化

ウ 利用者等に求める金銭の支払い範囲及び負担額の受領

エ 重要事項の説明及び掲示

オ 個別支援計画の策定、見直し及び記録の整備

カ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取組みの推進

(ア) 虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底

(イ) 虐待防止及び身体拘束禁止に向けた個別支援計画の策定と個別支援計画に基づくサービス提供の推進

(ウ) 苦情解決の取組みの推進

キ 防災・防犯対策の充実、強化

(ア) 非常時の連絡・避難体制の確立

(イ) 消火訓練・避難訓練の適正実施

(ウ) 不審者等への的確な対応、侵入の防止対策

ク 事故の予防と事故発生時の適切な対応

(ア)事故、感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底

(イ)障害児通所事業所における、安全計画の策定及び車両運用時の児童の所在確認の実施状況

ケ 利用者預り金の適正な管理

コ 業務管理体制の整備の確認

**(6) 認可外保育施設**

ア 人員、設備及び運営に関する基準の確保

イ 施設及びサービスに関する内容についての説明及び掲示

ウ 防災・防犯対策の充実、強化 業務継続計画の策定、職員への研修及び訓練を定期的に実施

エ 児童の安全及び衛生管理 安全計画の策定及び定期的な訓練

オ 事故防止と事故発生時の適切な対応

カ 感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)、食中毒対策 職員への感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施

キ 人権配慮及び虐待防止への対応

### 3. 社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期

社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期は次のとおりとする。

番号	種別	指導監査対象法人・施設数	令和4年度実施数	令和5年度実施予定数	実施形態	実施時期
1	社会福祉法人	52	18	17	実地監査(原則3年に1度)	令和5年8月 ～令和5年12月
2	認可保育所	71	71	71	実地監査 実地指導	令和5年7月 ～令和5年12月
3	幼保連携型認定こども園 (中核) ※1	10	10	10	実地検査 (毎年実施)	令和5年12月 ～令和6年1月
4	小規模保育事業	4	4	4		令和5年12月 ～令和6年1月
5	一時預かり事業 (中核)	52	36	52	実地監査※2 実地指導※2	令和5年7月 ～令和6年1月
6	病児保育事業 (中核)	5	3	5	実地監査※2 実地指導※2	令和5年7月 ～令和6年1月
7	認可外保育施設	16	18	16	立入調査(毎年実施) 実地指導(毎年実施／特定子ども・子育て支援施設のみ)	令和5年9月 ～令和5年10月
8	児童館	2	2	2	実地監査(毎年実施)	令和6年1月 ～令和6年2月
9	幼稚園型認定こども園・私立幼稚園	2	1	2	実地指導 実地検査(原則2年に1度)	令和6年1月 ～令和6年2月
10	国立大学法人立幼稚園	1	0	1	実地指導(概ね3年に1度)	令和6年1月 ～令和6年2月
11	母子生活支援施設 (中核)	1	1	1	実地監査(毎年実施)	令和6年1月 ～令和6年2月
12	救護施設 (中核)	2	1	0	実地監査(原則3年に1度)	—
13	老人福祉施設 (養護・特老)	20	4	7	運営指導・実地監査(原則3年に1度)	令和5年7月 ～令和5年1月
14	同上 (軽費・有料等)	75	10	11	実地監査(原則5年に1度)	令和5年7月 ～令和6年1月
15	介護保険施設・事業所	327	73	62	運営指導(概ね6年に1度)	令和5年7月 ～令和6年1月
16	地域密着型事業所(施設)	6	1	2	運営指導・実地監査(概ね3年に1度)	令和5年7月 ～令和6年1月
17	地域密着型事業所(事業所)	117	11	21	運営指導(概ね6年に1度)	令和5年7月 ～令和6年1月
18	介護予防支援事業所	6	1	1	運営指導(概ね6年に1度)	令和5年7月 ～令和6年1月
19	障害福祉サービス事業所 (中核)	243	109	78	実地指導・一般検査 (概ね3年に1度)	令和5年6月 ～令和5年12月
20	障害者支援施設 (中核)	10	7	4	実地指導・一般検査 (3年に1度)	令和5年10月 ～令和5年12月
21	地域相談支援事業 (中核)	30	14	6	実地指導・一般検査 (概ね3年に1度)	令和5年9月 ～令和5年12月

22	計画相談支援事業所 (中核)	22	11	6	実地指導・一般検査 (概ね3年に1度)	令和5年9月 ～令和5年12月
23	障害児通所支援事業 (中核)	64	28	22	実地指導・一般検査 (概ね3年に1度)	令和5年9月 ～令和5年12月
24	障害児相談支援事業所 (中核)	15	9	3	実地指導・一般検査 (概ね3年に1度)	令和5年9月 ～令和5年12月
25	自立支援医療機関 ※3	129	13	9	実地指導(6年に1度)	—

(指導対象法人・施設数は令和5年4月1日現在)

※指導監査対象法人・施設数には、介護予防は含まない

※対象とする具体的な法人・施設等は、別に定める。

※ (中核) …中核市事務

※1・・・児童福祉施設に準じて毎年実施する

※2・・・児童福祉施設等の指導監査に併せて実施することを原則とし、一時預かり事業及び病児保育事業のみを行う施設については概ね2年に1度実施する。

※3・・・指定自立支援医療機関設者については、6年に1度自己点検表の提出をもって実地指導に代える。

#### 4. 指導監査調書等

種類ごとの指導監査調書等の内容は別に定める。